

名古屋市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針

平成 29 年 3 月

1 総則

(1) 指針の目的

本市においては、民間が公を担う場面が拡大していることを踏まえ、民間でできることは民間に委ねることを基本として、民間活力の積極的な導入を推進している。

公共施設等の整備等に関しても、民間ノウハウを活用し経費の削減を図るなどの効率的・効果的な実施や、新たな事業機会の創出及び民間投資の喚起による経済成長に資するよう民間活力を活用していくことは重要であるため、本指針において、公共施設等の整備等に関し、多様な PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討するための手続きを定めるものである。

(2) 指針の位置づけ

本指針は、多様な PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討する際に、各局室が遵守すべきルールとして活用するものとする。ただし、公共施設整備事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）第 2 条第 2 項の公共施設等の整備等に関する事業をいう。以下同じ。）を所管する大臣が定めるガイドラインに係る事項については、総務局行政改革推進課と協議のうえ、弾力的に運用することができるものとする。

なお、本指針は内閣府及び総務省通知「『多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針』について」（平成 27 年 12 月 17 日付府政経シ第 886 号総行地第 154 号）に基づく「優先的検討規程」とする。

※「公共施設整備事業」は、公共施設等の建設・製造・改修のみでなく、維持管理・運営も含む点に留意する。

(3) 適用の範囲

本指針の適用範囲は、市長部局、消防局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、市会事務局及び交通局とする。

2 対象

(1) 対象とする事業

公共施設整備事業のうち、次のア及びイに該当するものを優先的検討の対象とする事業（以下「対象事業」という。）とする。

ア 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

(ア) 建築物及びプラントの整備等に関する事業

・文化・教養・集会施設、スポーツ・娯楽施設、産業振興施設、学校、子育て支援施設、医療・福祉施設、環境衛生施設、住宅、事務所 等

(イ) 利用料金（PFI 法第 2 条第 6 項の公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）
の徴収を行う公共施設整備事業

イ 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

(ア) 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は大規模改修を含むものに限る。）

(イ) 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

ウ 対象事業の例外

(ア) 民間事業者が実施することが法的に制限されている場合

(イ) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある場合

(ウ) 主たる整備が、施設のリニューアル改修又は機能保全である場合

※ただし、リニューアル改修等とあわせて民間施設の併設などを検討するときは、優先的検討の対象とする。

(2) 対象とする PPP/PFI 手法

本指針の対象とする主な PPP/PFI 手法は、次に掲げるものとする。

ア 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

【例：BT0 方式、BOT 方式、BOO 方式、RO 方式、DBO 方式 等】

イ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

【例：BT 方式、DB 方式 等】

ウ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

【例：公共施設等運営権（コンセッション）方式、指定管理者制度、包括的民間委託等】

3 検討方法

(1) 検討時期

2 で対象事業に該当したものについては、以下の時期にあわせ優先的検討を行うものとする。なお、当該事業については PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討する対象であることから、事業スケジュールの遅延をもって従来型手法を採用するものとならないよう、民間活力の活用を検討することを前提とし、予め余裕をもったスケジュールで検討を開始するものとする。

ア 新築、改築、増築及び大規模改修などの公共施設等の整備に関する予算（構想、計画段階における予算を含む。）を検討しているとき

イ 公共施設等の現在の運営等の手法の見直しを検討しているとき

（２）基本的な考え方

優先的検討にあたっては、「公的関与のあり方に関する点検指針」（平成 15 年 3 月策定）の考え方を踏まえ、「行政責任の確保」、「代替性（受託能力）」、「導入効果（費用対効果・効率性）」を勘案することとする。

まず、「行政責任の確保」、「代替性（受託能力）」の検討を行い、PPP/PFI 手法の導入に適していると判断された対象事業については、適切な PPP/PFI 手法（以下、「検討対象手法」という。）の検討を行う。その上で「導入効果（費用対効果・効率性）」の検討を行うこととする。

なお、対象事業のうち「行政責任の確保」、「代替性（受託能力）」の検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適さないと報告された事業について、本市、国、又は他の自治体の実績から PPP/PFI 手法の導入の余地があると思慮される場合には、総務局行政改革推進課は別途協議をできるものとする。

その他、指定管理者制度を検討する部分については、上記にかかわらず、「指定管理者制度の運用に関する指針」（平成 21 年 3 月策定）に基づき検討を行うこととする。また、PFI を検討する部分については、「名古屋市 PFI ガイドライン」（平成 15 年 1 月策定）における導入可能性調査等の内容も踏まえて検討を行うこととする。

（３）行政責任の確保、代替性（受託能力）の検討

ア 行政責任の確保

民間事業者に対象事業を実施させた場合においても、市民サービスが低下しないことや、公平性・公正性・守秘義務の担保等の行政責任が確保できるかどうか検討する。

その際、行政責任の確保が必要な業務が、対象事業の全体ではなく一部である場合は、当該業務を除き PPP/PFI 手法の導入ができないか検討する必要がある。

イ 代替性（受託能力）

民間のノウハウを対象事業に活用できる事業者があるかどうか幅広く検討する。

その際、他都市における事例等を参考にするとともに、民間事業者による創意工夫発揮の観点から、提供されるべき公共サービスの水準は、必要な最小限度を想定すること。

※上記ア及びイによって市が自ら公共施設等の整備等を行う手法（以下「従来型手法」という。）が適切と判断する場合は、客観的かつ合理的な理由が必要である。

(4) 適切な PPP/PFI 手法の検討

対象事業を所管する局は、当該事業の内容を踏まえ、適切な PPP/PFI 手法を検討するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を検討できるものとする。

※検討にあたっては、内閣府の「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引（以下、「手引」という。）」別紙 1 等を参考にすることができる。

(5) 導入効果（費用対効果・効率性）の検討

対象事業にかかる費用が検討対象手法の導入により従来型手法と比べ低減できるかどうかを検討する。

ア 庁内検討

各局室において、「PPP/PFI 手法導入効果検討調書」（様式第 1）を用いて、従来型手法による場合と、検討対象手法を導入した場合との費用等の総額を比較し、導入効果を検討するものとする。

費用等の総額の算定は、以下に掲げる事項を基本とし、必要に応じて項目の追加・削除をできるものとする。

複数の検討対象手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合との費用総額の比較を行うものとする。

- ・ 公共施設等の整備等（運営等を除く）の費用
- ・ 公共施設等の運営等の費用
- ・ 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）
- ・ 調査に要する費用
- ・ 資金調達に要する費用
- ・ 利用料金収入

※検討にあたっては、内閣府の「手引」別紙 2～5 を参考にすることができる（この場合、削減率等の各種数値は、公共施設等の実情等に合わせて変更すること。）。

<その他の事項による検討>

検討対象手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難である場合は、次に掲げる検討方法その他公的負担の抑制につながることを客観的に示すことができる方法により検討対象手法の導入について検討することができるものとする。

- ・ 民間事業者への意見聴取を踏まえた検討
- ・ 類似事例の調査を踏まえた検討

＜導入効果（費用対効果・効率性）に係る庁内検討を省略できる場合＞

検討対象手法が次に掲げるものの場合には、庁内検討を省略し、外部検討を行うことができるものとする。

- ・本市、国又は他の自治体の実績から、検討対象手法の採用により、従来型手法に比べ、VFM（Value For Money）が見込まれる場合
- ・民間事業者からの PPP/PFI に関する提案において、従来型手法との費用総額の比較等の客観的な評価により、提案手法の導入が適切とされている場合
- ・庁内検討による判断が困難な場合
- ・当初より外部検討を行う方が効率性の観点から適切である場合

イ 外部検討

庁内検討の結果において検討対象手法の導入が適切でないと判断した以外の対象事業について、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と、検討対象手法を導入した場合と費用総額を比較し、導入効果を検討するものとする。

検討結果を踏まえ、「PPP/PFI 手法導入効果検討調書」を更新するものとする。

ただし、庁内検討の結果において検討対象手法の導入が適切と判断した対象事業のうち、国の通知等により検討対象手法が限定される場合等には、外部検討を省略することができるものとする。

4 検討の報告

対象事業を所管する局室は下記のとおり、総務局行政改革推進課に報告するものとする。総務局行政改革推進課は、必要に応じて財政局財政課及び資産経営課並びに住宅都市局営繕課へ情報提供を行う。

時 期	報告事項
対象事業が発生したとき	検討報告書（様式第 2）
行政責任の確保、代替性の検討の結果、従来型手法を適切と判断したとき	従来型手法を適切と判断した理由（様式任意）
導入効果に係る庁内検討が終了したとき	PPP/PFI 手法導入効果検討調書（様式第 1）、検討報告書（様式第 2）＜更新＞
導入効果に係る外部検討が終了したとき	

上記に限らず、総務局行政改革推進課並びに財政局財政課及び資産経営課は報告を求めることができるものとする。

5 検討結果の公表

検討の結果、従来型手法による実施を決定した場合には、事業所管局において次の時期に、それぞれ掲げる事項を公表するものとする。

(1) 従来型手法による実施を決定した後、遅滞ない時期

優先的検討を行った事業名及び事業の概要、従来型手法により実施する旨及びその理由(当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項に限る。)

(2) 入札手続の終了後等適切な時期

PPP/PFI 手法導入効果検討調書(導入効果(費用対効果・効率性)の検討を行った事業に限る。)

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成 29 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日に、整備等の方針が決定している(PPP/PFI 手法又は従来型手法が決定している整備計画、設計等の予算が確定している場合、整備等の手法が公表されている場合等)公共施設整備事業については、今後、新たに 3 (1) の検討時期が到来するまでは、検討の対象としないことができるものとする。
(交通局及び病院局における特例)
- 3 交通局及び病院局においては、4 の規定にかかわらず、それぞれの局内における検討の報告を、局内における担当部署に行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和 3 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(交通局における特例)
- 2 交通局においては、4 の規定にかかわらず、それぞれの局内における検討の報告を、局内における担当部署に行うものとする。

附 則

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する